

マイナンバー

POINT

マイナンバーとは、納税や年金等の異なる分野の個人情報を照合し、効率性・透明性の向上を図り、給付や負担の公平性を確保することなどを目的として国民一人一人に割り当てられる番号をいいます。

1 概要

マイナンバーとは、日本に住み票を有するすべての方が持つ12桁の番号です。マイナンバーは、社会保障、税、災害対策の3分野で、複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であることを確認するために活用されます。また、この3分野について、分野横断的な番号を導入することで、個人の特定を確実かつ迅速に行うことが可能となります。

なお、法人については、13桁の番号が指定され、これを法人番号といいます。法人番号については、マイナンバーとは異なり、原則として国税庁の法人番号公表サイトにて公表されており、誰でも自由に利用することができます。

2 マイナンバーの利用場面

マイナンバーは、社会保障、税、災害対策の分野の行政手続で利用されますが、例えば、以下のような手続では、個人は行政機関や勤め先、金融機関等に対しマイナンバーを提供する必要があります。

- ・年金等の申請手続
- ・児童手当等の申請手続
- ・勤め先での年末調整
- ・証券会社での口座開設、特定口座・NISA・マル優等に関する手続
- ・保険会社からの保険金の受取に関する手続
- ・確定申告手続

なお、預貯金口座についてもマイナンバーを付番して管理されることとなっています。

3 情報漏えいの対応について

マイナンバーは、漏えいして不正に用いられるおそれがある場合などを除いて自由に変更することはできず、原則として、生涯同じ番号を使用することとなります。従って、マイナンバーの不正利用や漏えいなどを防止するため、次のような制度上の保護措置や金融機関等にお

けるシステム上の安全措置が講じられています。

①目的外の利用や提供の制限

法令の中で列挙された事務・手続を行う目的でのみマイナンバー利用が認められており、それ以外の目的でマイナンバーを収集し、または利用することは禁じられています。

②個人情報保護委員会による監督

個人情報の取扱いを監督する個人情報保護委員会が、行政機関・地方公共団体等がマイナンバーに関する個人情報を安全に適切に取り扱っているかをチェックしています。

③罰則の強化

マイナンバーの盗用や不正な提供、秘密の漏えいなどを防止するため、通常の個人情報の盗用等よりも厳しい罰則が設けられます。

④情報提供記録の確認

自分のマイナンバーと関連して管理される個人情報について、誰がいつどのような情報提供をしたか、マイナポータル(※)を利用して自分自身で確認することができます。

※政府が運営するオンラインサービスで、子育てに関する行政手続をワンストップで行うことができたり、行政機関からのお知らせを確認したりすることができます。

⑤特定個人情報保護評価

行政機関等が、マイナンバーに関する個人情報を取り扱う前に、プライバシー等に与える影響・リスクを予測し、それを緩和するためにどのような措置を講じるべきか評価を行うものです。特定個人情報保護評価については、これにより、個人情報がしっかりと保護される仕組みが取られているか確認します。公表された特定個人情報保護評価については、個人情報保護委員会の運営するマイナンバー保護評価Webで検索・閲覧することができます。

4 マイナンバーの確認方法

マイナンバーは、個人番号カード、住民票等(番号確認書類)で確認することができます。マイナンバーを提供する際は、本人確認が必要となるため、これらの番号確認書類と本人確認書類を同時に提示する必要があります。なお、個人番号カードについては、本人確認のための写真付きの身分証明書として利用できるほか、自治体サービス、e-Tax等の電子証明書を利用した電子申請等、様々なサービスにも利用することができます。